

令和2年 5月29日

保護者の皆様

社会福祉法人慧誠会
つばさ保育所
所長 傳法 芳衣

「北海道における緊急事態措置」解除後の保育所の利用について

日頃より、当施設の運営につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みにご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

このたび、北海道における緊急事態措置が解除され、帯広市より5月28日付で、公立保育所と児童保育センターにおける限定的な保育は5月31日をもって終了するが、当該感染症は6月以降も継続的な対策が必要なことから、国が示す「新しい生活様式」の内容を踏まえ、可能な限りの感染症対策を講じながら保育を行っていく旨の通知がありました。

これを受け、当施設においても5月31日をもって限定的な保育を終了し、利用日数に応じた保育料等の減額も5月31日までといたします。

今後は、「新しい生活様式」を踏まえ、別紙(帯広市子ども課資料)を基本として、感染予防策を講じながら保育を進めてまいりますので、引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて、当施設における対応を変更する場合は、改めてお知らせいたします。

記

1 送付資料

(1)保護者の皆様へ～令和2年6月からの「保育所の新しい生活様式」について